

第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本理念と方針

(1) 基本理念

都市づくりの基本理念は、総合計画に掲げるまちづくりの基本理念である、「市民が創る キラリと光る オンリーワンのまち」とします。これは、市民自らが長良川や緑豊かな山々の自然と風格ある歴史や文化など地域固有の資源に磨きをかけ、だれもが生きがいと心の豊かさを実感できるスローライフなまちづくりを目指すという考え方を示したものです。マスタープランにおいてもこの考え方に基づく都市づくりを目指します。

基本理念

市民が創る
キラリと光る
オンリーワンのまち

(2) 将来都市像

マスタープランの将来都市像は、美濃市総合計画に定める将来都市像である「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」とします。これは、全ての市民が健康で、安全に、安心して暮らせる人にやさしいまち、自然環境を守りながら、自然と共存して暮らすスローライフなまち、だれもが訪れたいくなる元気で魅力のあるまち、未来を担う子どもを育み、市民自らがまちづくりに参加し、豊かな市民力が発揮されるまち、そんな都市像をあらわしています。

将来都市像

住みたいまち
訪れたいまち
夢かなうまち

(3) 基本方針

将来都市像を実現するため、人にやさしい、市民が主役の持続可能な都市を目指して、次のとおり都市づくりの基本方針を定めます。

1) 快適で機能的な都市づくり

都市には、道路、公園、下水道など様々な施設が配置されています。これらは、快適で利便性の高い都市生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、その機能が十分に発揮されるよう、引き続き整備を図ります。さらに、高速自動車道の結節点という地理的条件や利便性などを活かした都市交通の整備を図ります。

また、良好な居住環境などの形成を図るために、用途地域の指定等による計画的な土地利用を進めます。

2) 安全、安心な都市づくり

将来都市像を実現する上で、市民のだれもが安全、安心に暮らせる都市環境の形成は必要不可欠なものです。

このため、自然災害等に備えた災害対策、犯罪・交通事故等への安全対策、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮、だれもが自由で安全に移動でき、交流が容易で暮らしやすい創造的・文化的社会である「コ・モビリティ社会」の構築、子育て環境の整備、福祉・医療施設の整備に取り組むなど、だれもがゆっくり・ゆったり暮らせる安全・安心な都市づくりを進めます。

3) 産業振興で活力ある都市づくり

農業、商業、工業、観光などの産業振興は、地域経済や市民生活を向上させる上で重要な役割を担っています。

このため、農地の適正かつ有効的な利用、商業を取り巻く環境整備、工業団地の整備促進、自転車を利用した新たな観光の普及など通過型観光から滞在型観光への転換等により、賑わいや活力向上、雇用の拡大や経済の活性化、交流人口の拡大などを図り、産業振興で活力ある都市づくりを進めます。

4) 歴史、伝統、文化を活かした都市づくり

美濃市には、江戸時代に築かれた商家町の風情を今に伝える重要伝統的建造物群保存地区のうだつの上がる町並みや、1,300年の歴史と伝統を誇る美濃和紙の産業技術、大矢田神社の祭礼として繰り広げられるヒンココ祭など数多くの歴史的、文化的資源があります。

これらは、全国的に重要な文化財であるとともに、美濃市の魅力を向上させる貴重な観光資源でもあります。

このため、これらの資源の適正な保護、保存及び活用を図ることで、美濃市らしさの継承や、交流人口の拡大を図るなど、歴史、伝統、文化を活かした都市づくりを進めます。

5) 自然と人が調和した都市づくり

美濃市には、山林や河川など多くの自然があり、これらに囲まれて人々は生活を営んできました。自然環境は、美濃市の歴史や文化、産業等を育んできた大切な財産であり、今後も人や都市と共存しながら次世代へ継承されるべきものです。

このため、自然環境の保護、保全及び人と自然が触れ合える環境整備を総合的に進めることで、自然と人が調和した多自然共生型社会を目指す都市づくりを進めます。

(4) 将来都市構造

将来都市構造は、将来都市像を実現するための土地利用や都市機能の配置等を、空間的かつ概念的に表したものです。

区分	都市構造	機能と位置付け
ゾーン	市街地ゾーン	市街地 ^(※) 、若しくは概ね市街地を形成している地域。 安全・安心で快適な居住環境、観光交流や商工業の振興など強い経済を創出する場として、住居、商業、工業等の立地目的に応じた適切な環境整備を進める地域です。
	農業集落ゾーン	農地と集落が混在している地域。 付加価値の高い農林水産物の生産促進、生活の利便性の向上、田園環境としての保全など農林水産業の振興を進める地域です。
	自然環境ゾーン (山林) (河川)	山林、河川の自然環境がある地域。 美濃市の大部分を占める山林や市街地近郊の里山など、自然環境の保全、治山の機能や生態系の維持、自然景観の形成を進める地域です。 河川や河川内の堆積地である中洲など、本市を特徴づける重要な自然環境として、その環境維持、治水を進める地域です。
核	都市核	美濃地区の中心市街地部分で、商業、交通、行政、教育、観光等の都市機能が集積する区域。 生活の利便性の向上と商業の活性化で、暮らしやすい住環境等の形成を進める区域です。
	新都市核	東海北陸自動車道的美濃インターチェンジ周辺の区域。 交通の結節点としての利便性を活かした新たな市街地として住宅、店舗、工場等が集積する区域です。
	工業核	美濃テクノパーク、(仮称)池尻・笠神工業団地の整備予定区域など、工場が立地する区域。 工業振興による強い経済、雇用の確保等を図る区域です。
	歴史・文化核	うだつの上がる町並み、小倉山、洲原神社、美濃和紙の里会館、大矢田神社等の観光施設や文化財がある区域。 これらの歴史や伝統、文化の拠点となる区域を観光拠点として、観光客の誘致等を図る区域です。
軸	広域交通軸	美濃市と中部・北陸経済圏、または県内主要地域を結ぶ交通軸。 中部経済圏や北陸経済圏と広域的なネットワークを形成し、また、県内主要地域との物流、連携や交流を図る軸です。
	地域交通軸	美濃市と近隣市町、または市内の核や拠点を結ぶ交通軸。 近隣市町や市内の各拠点を結び付け、市民の日常生活を支えるとともに、相乗効果により地域の活性化を図る軸です。

※市街地:住宅、店舗などが立ち並び、賑わいのある地域を言います。



- 凡 例
- 市街地ゾーン
 - 農業集落ゾーン
 - 自然環境ゾーン
(山林)
 - 自然環境ゾーン
(河川)
 - 都市核
 - 新都市核
 - 工業核
 - 歴史・文化核
 - 広域交通軸
(高速道路)
 - 広域交通軸
(国道、県道)
 - 地域交通軸
(鉄道)
 - 地域交通軸
(県道、市道)

<広域交通軸と地域交通軸を構成する道路等>

区分	都市計画道路名〔路線名〕
広域交通軸	東海北陸自動車道
	(都) 東海環状自動車道 [(国) 475号]
	(都) 岐阜高岡線 [(国) 156号]
	(都) 高富美濃線 [(主) 岐阜美濃線]
	(都) 洞戸美濃線 [(主) 美濃洞戸線]
	(都) 富加美濃線 [(一) 富加美濃線]
	(都) 上野大矢田線 [(一) 上野関線]
地域交通軸	長良川鉄道越美南線
	(都) 広岡吉川線 [(主) 美濃川辺線]
	(都) 美濃停車場線 [(一) 美濃市停車場線]
	(一) 神野美濃線
	(都) 武芸線 [(市) 大矢田・武芸線]
	(都) 段西洞線 [(市) 段・西洞線]
	(都) 松森広岡線 [(市) 松森・広岡線]
	(都) 下切坂田線 [(市) 下切・坂田線]
	(都) 段泉町線 [(市) 以安寺線]
	(都) 曾代吉川線 [(市) 高校前・林業センター線、(市) 吉川中央線]
	(都) 横越山崎線 [(市) 横越・山崎線]

図 将来都市構造図

2. 都市整備の方針

(1) 土地利用の基本方針

美濃市の土地利用に関する基本方針は、総合計画の中で「都市的土地利用」と「自然的土地利用」の調和がとれた効率的かつ適正な運用を図るものと定められています。

都市づくりにおける土地利用はこの基本方針に基づき、計画的な土地利用を進めるものとします。そして、現況と土地利用方針が異なる場合は、関係機関と十分な調整を図りながら、用途地域の見直しや地区計画等の指定などにより、適正な土地利用を図ります。

1) 住居地区

良好な居住環境を形成するため、居住環境の保全と居住水準の向上を図る地区です。住居地区は、住居系土地利用の中に商業系、工業系の土地利用が地域の特性に応じ適切に配置される「一般住宅地区」と、低層住宅等による住居系土地利用に特化した「住宅特化地区」に区分します。

<一般住宅地区>

- ・ 土地区画整理事業が行われた中有知、笠神、もみじが丘地区や、美濃地区の中心市街地周辺部などは、大規模な商業施設等の立地を許容しない住宅地として土地利用を図ります。
- ・ 市役所や中濃総合庁舎の周辺部、(都)富加美濃線〔(一)富加美濃線〕や(都)高富美濃線〔(主)岐阜美濃線〕の沿道は、住宅や店舗、事務所等が共存する住宅地として土地利用を図ります。
- ・ 笠神地区の丘陵部や大矢田地区の一部は、住宅や事務所等が共存する住宅地として土地利用を図ります。
- ・ 長瀬地区や極楽寺地区の一部は、工業施設と住宅等が共存する土地利用を図ります。

<住宅特化地区>

- ・ 住宅団地として基盤整備された藍川地区やさくらヶ丘地区は、低層住宅に特化した良好な環境の住宅地として土地利用を図ります。
- ・ 市営梅山住宅や美濃小学校の周辺部は、中高層住宅を含む良好な環境を維持する住宅地として土地利用を図ります。

2) 商業地区

市民の経済活動を支える商業、文化などの様々な都市機能が集まり、都市の魅力や活力を生み出す職住近接の地区として、快適な生活空間を確保する基盤整備や商業・生産活動等の維持、活性化を図ります。

- ・ うだつの上がる町並みは、美濃市を代表する観光地であり、市民の身近な商店街であることから、歴史的な環境を活かした観光型商業地として土地利用を図ります。
- ・ 長良川鉄道美濃市駅からうだつの上がる町並みまでは、長良川鉄道を利用する観光客の玄関口となることから、美濃市を印象付ける観光型商業地としての土地利用を図ります。
- ・ うだつの上がる町並みの周辺部で住宅、店舗、工場等の混在が見られる地区は、中心市街地や観光地としてのうだつの上がる町並みを支える身近な商業地として土地利用を図ります。

3) 工業地区

工業振興、雇用の安定的な確保を生み出すなど、美濃市の経済活動を支える主要な地区として、工場の立地や工業団地の整備を図ります。

- ・ 美濃テクノパーク、笠神地区と関市池尻地区で計画される(仮称)池尻・笠神工業団地事業予定地の一部は、美濃市の工業振興を支える工業地区として土地利用を図ります。
- ・ 大矢田、極楽寺地区の一部は、大規模な工場と住宅等の立地が混在する地区であり、周辺環境を考慮しながらその利便性の向上を図り、また地区内の未利用地を有効活用できるよう計画的な土地利用を図ります。

※ 工業団地事業や企業誘致に当たっては、住宅地の確保や住環境の整備も併せた土地利用を図ります。

4) 農業地区

市内全域に広がる農地や農業集落地は、営農環境と農地がもつ自然環境の保全機能、そこに住む人の居住環境が調和した良好な農業集落地として、積極的な生産活動の促進と環境保全に配慮した土地利用を図ります。

農業地区のうち、中央地区の農地とこれに隣接する農業集落地は「市街地隣接農地地区」に位置付け、農産物の生産のほか良好な都市環境を形成する場所として、その保全と良好な農業、集落としての土地利用を図ります。

5) 山林地区

美濃市北部に見られる山林や、市街地周辺部に広がる里山などは、公共の資源かつ都市に潤いを与える貴重な自然環境であり、水源かん養により流域住民の安全を守るなど様々な機能を有しています。このため、山林業や山間地の振興を図るとともに、山の恵みを持続的に得るため、間伐などの適正な管理、山林がもつ自然環境の保護・保全、山林と人と生物が共存できる絆の維持・再生を促進する土地利用を図ります。

6) その他

上記5地区のうち、住居地区、商業地区、工業地区の中には、交通の利便性を活かした商業施設等の立地を促す「沿道土地利用地区」と、交通結節点という地の利を活かして新たな都市機能の集積等を進める「新都市核地区」を別に定めます。

<沿道土地利用地区>

- ・ 新美濃橋以南の(都)岐阜高岡線〔(国)156号〕の沿道は、住居と、交通の利便性を活かした商業施設等の立地を促すなど、主要な幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図ります。
- ・ (都)高富美濃線〔(主)岐阜美濃線〕の沿道は、住宅や店舗、事務所等が共存した一体的な市街地として、交通の利便性を活かした主要な幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図ります。

<新都市核地区>

- ・ 美濃インターチェンジ周辺は、広域交通の結節点という地の利を活かした住宅、商業施設、工業施設等の適正な配置を促し、新たな都市核として土地利用を図ります。

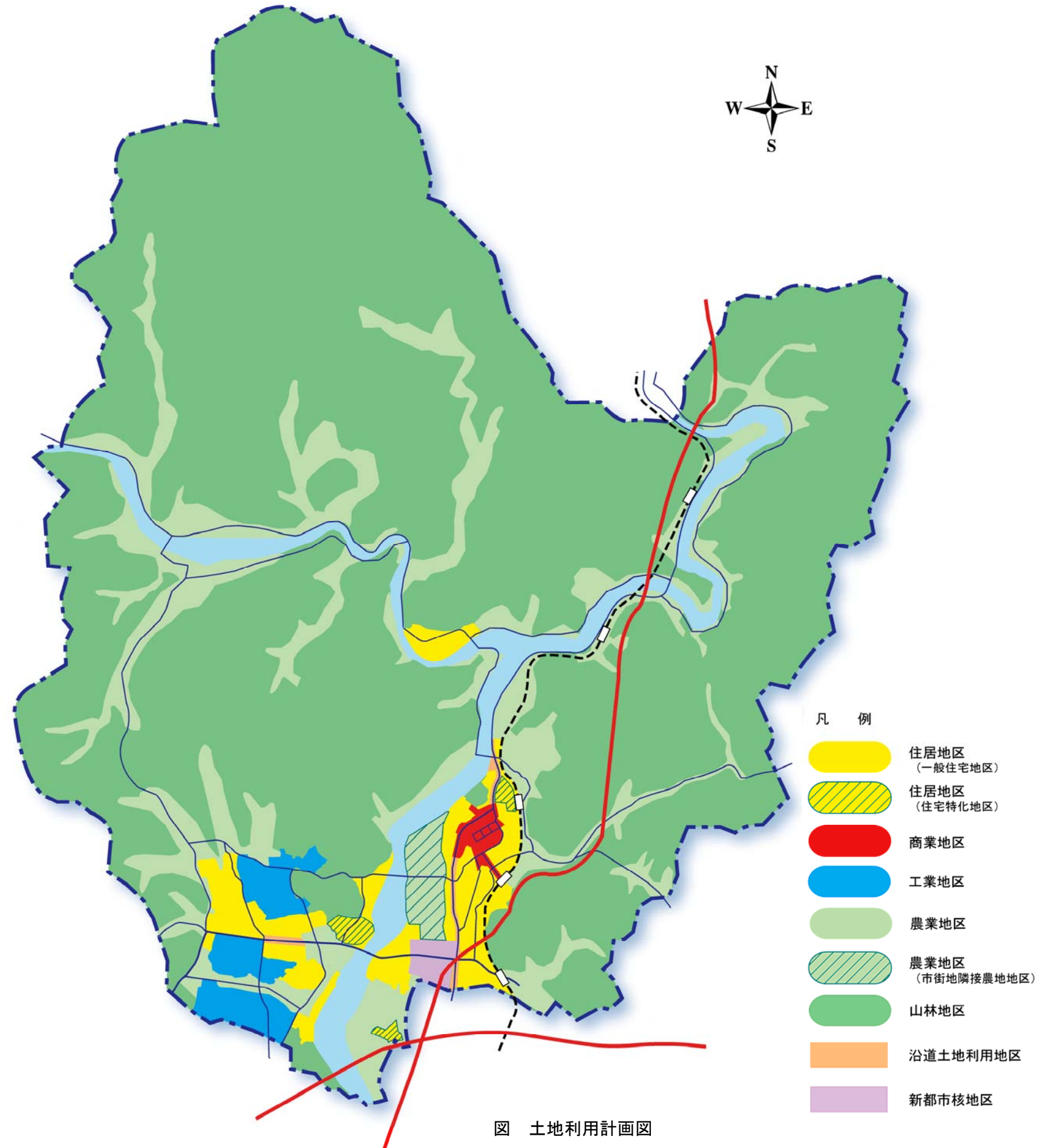


図 土地利用計画図

(2) 都市施設の整備方針

都市施設は、将来都市構造と土地利用計画を踏まえ、その機能が十分に発揮できるように整備を進めます。

1) 交通施設

① 道路

中部経済圏や北陸経済圏との連携、交流を促進するため、東海北陸自動車道と(都)東海環状自動車道〔(国)475号〕の整備促進を図ります。

(都)高富美濃線〔(主)岐阜美濃線〕、(都)洞戸美濃線〔(主)美濃洞戸線〕、(都)上野大矢田線〔(一)上野関線〕などは、都市間を結ぶ主要な路線で、市民の日常生活をはじめ、物流経路として地域産業の活性化に寄与する路線でもあることから、交通量に見合った十分な幅員の確保と、歩行者や自転車に配慮した道路空間の整備を図ります。

市街地内や市街地と拠点施設等を結び、市民の日常生活における移動を容易にしている道路は、歩行者の安全確保や通学路、緊急自動車の通行などその目的や用途に見合った幅員や歩道等の整備を図ります。また、サイクルシティ構想に基づくサイクリングロードの機能を付加し、安全で快適に利用できる道路空間の整備と市内全域のネットワーク化を進めます。

なお、これら道路のうち都市計画道路として計画決定されている路線は、その必要性や重要度などにより優先順位を付け、路線の目的にあった整備を進めるほか、計画決定の内容の見直しを行います。

② 公共交通機関

公共交通機関は、車を運転できない子どもや高齢者などの移動手段として、欠くことができない都市施設です。美濃市では、一般路線バス、都市間高速路線バス及び自主運行バスが市内及び都市間の移動手段としてあり、学生や観光客の移動手段として長良川鉄道越美南線があります。

全ての人が自由に安全に移動でき、交流が容易で暮らしやすい創造的・文化的社会であるコ・モビリティ社会の形成を進めるため、これら公共交通機関の運行を引き続き確保します。また市内移動や市内から市外、あるいは市外から市内への移動の利便性を高めるため、パークアンドライド、パークアンドバスライドの拠点となるよう長良川鉄道美濃市駅の周辺整備を図ります。

さらに、バスや鉄道以外の市内移動を支える新たな公共交通手段として、乗り合わせタクシーの整備を進めます。

2) 公園・緑地

公園・緑地には、ゆとりや心の豊かさを実感できるスローライフシティの構築に向けて大切な都市における人と自然の共生、美しい潤いのある景観形成、災害防止や災

害時の避難地、救急救命活動の拠点、子育てや余暇、健康増進活動を支える場など、様々な機能があります。

公園の整備は、これらの機能が最大限に発揮され、市民が「ゆっくり」「ゆったり」安全で快適に利用できるよう、既存の公園は施設の充実、機能強化を図り、新たに整備する公園は既存の公園とのバランスを考慮した配置に努めます。

緑地の整備は、小倉山や以安寺山、古城山等の市街地内若しくは市街地近郊にある里山における景観整備や、鶴形山、瓢ヶ岳、天王山等の山林における環境保全など自然との共生や調和に配慮し、その機能を損なわないような保全、整備を図ります。

3) 河川

美濃市は、河川沿いに市街地や集落が形成されているため、台風や集中豪雨等による河川の氾濫は甚大な被害をもたらします。そのため、護岸改修や河床整備などの治水対策を進め、河川氾濫地域における安全性の確保を図ります。

また、川の恵みを活用し、市民が河川と親しめる親水空間づくりとして、河川沿いでサイクリングロードや遊歩道の整備、河川敷での景観整備を図ります。

そして、これらの河川整備により、「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」の実現を図り、多様な生物が共生する美しい川を次世代へ継承していきます。

4) 下水道等

下水道等は、優れた自然環境と快適な生活環境を維持し、公共水域の水質保全を図る上で必要不可欠な都市施設です。

このため、汚水や生活排水等の処理は「美濃市全域下水道化計画」に基づき、だれもが衛生的で快適な生活を実現できるよう、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の3つの処理方法による整備を進めます。なお、下水道施設の老朽化等への対応として、長寿命化に資する管理運営を行います。

(3) 市街地の整備方針

バランスのとれた生活環境を整備する上で、道路、公園、上下水道など生活に必要な施設と、住宅や店舗等の建物を一体的に整備することは大切です。

都市の活性化、人口対策、新たな工業団地で働く人の居住の確保等のため、市街地の整備を進めます。

なお、市街地における基盤整備は、土地区画整理事業を基本とし、地区の実情に即した実現可能な方法で整備を行います。また、新たに市街地を整備する場合は、周辺の自然環境や営農環境等との調和への配慮がされ、農林業に関する土地利用との調整を図った上で整備を進めます。

(4) 工業団地の整備方針

工業団地の整備は、美濃市の経済や産業を支える上で重要な施策です。また、定住を促す雇用の場の確保に大きく寄与します。

このため、東海北陸自動車道と(都)東海環状自動車道〔(国)475号〕の結節点という地理的メリットを最大限に活かし、市南西部において新たな工業団地として(仮称)池尻・笠神工業団地の整備を図ります。また、工業団地から交通条件等の優れた市北部の適地において、工業団地の生産機能をサポートする関連企業等の立地を促進していきます。

なお、工業団地の整備にあたっては、住宅地の確保や住環境の整備も図ります。

(5) 景観形成の方針

美濃市には、うだつの上がる町並みや川湊灯台、大矢田神社、洲原神社等の歴史・文化的景観や、鶴形山、瓢ヶ岳、天王山、長良川等の自然的景観など、様々な景観があります。

これらの景観は、美濃市を特徴付ける景観として「美濃市景観計画」の方針に即し、景観計画重点区域に指定するなど市民協働による取り組みで、次世代へ確実に継承していきます。

(6) 防災・防犯の方針

1) 防 災

美濃市は、山林が多く、市の中心部を河川が流れることから、ゲリラ豪雨や集中豪雨、あるいは大規模地震などの発生による、土砂災害、河川氾濫、家屋倒壊等の恐れを抱えており、その対策が必要です。

このため、災害時の緊急活動に備えた緊急輸送道路の整備や橋りょう等の耐震化を行うほか、洪水を防止する護岸改修などの治水対策や流域全体の保水機能を維持・向上させる雨水流出抑制施設などの整備を開発者に対し指導していきます。また、ハザードマップによる洪水や土砂災害等の情報提供、避難場所の確保、防災協定の締結による広域連携など、市防災計画に基づくハード面とソフト面の整備を一体的に進め、災害弱者にも配慮した安全・安心の確保を図ります。

2) 防 犯

近年、社会の連帯感や絆、人々の高い規範意識が弱体化してきていると言われ、全

国的に子どもや高齢者が被害者となる犯罪、あるいは犯罪のグローバル化に伴う複雑、巧妙、凶悪化した事件が多発しており、防犯体制の強化が求められています。

このため、地域ぐるみで犯罪のない住みよい都市を目指すため、速やかな情報収集と情報提供、計画的な防犯灯や通学路等の設置を進めます。

(7) 観光の方針

美濃市には、うだつの上がる町並み、美濃和紙の里会館、大矢田神社、洲原神社などの多くの観光拠点があり、年間を通して多くの観光客が訪れています。しかし、通過型観光の傾向が強く、また観光拠点ごとの訪問者数の違いも顕著です。

このため、これら観光拠点のほかに清流や里山などの自然環境を活用し、スロースタイルの視点によるグリーンツーリズムやエコツーリズムなどの交流型観光、あるいは体験や学習を取り入れた観光事業を展開します。また、サイクルシティ構想等とも連携した観光地を回るネットワークづくりを進めるなど、市内各地に広がる観光拠点の一層の魅力向上と連携により、通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

(8) 環境保全の方針

快適でゆとりある都市環境を形成する上で、自然環境との調和、資源循環型社会の構築、開発に伴う生活環境の悪化の防止を図ることは大切です。

山林や緑地等は、都市環境の向上に限らず、地球温暖化の防止となる二酸化炭素の排出量削減に寄与しているほか、保水機能などを備えていることから、その保全に努めます。また、自転車や公共交通の利用促進、都市における円滑な交通を確保する道路網の整備、エコ・エネルギーの普及啓発の推進^(※)などにより、環境負荷が少ない都市の構築を図ります。

多様化するごみ問題については、分別収集とリサイクルにより排出量の抑制を図り、環境調和型のライフスタイルの定着を進めます。

生活環境の保全については、異なる建物用途を混在又は隣接して配置する場合、あるいは市街地等で開発を行う場合、交通渋滞、騒音、振動など、住環境に十分配慮して進めることとします。

※ エコ・エネルギー：温室効果ガスの排出が少ない、環境にやさしいエネルギー。太陽熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー。